

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

公 示 第61号
平成26年2月18日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 高橋 秀誠

1 企画競争に付する事項

- (1) 事業名 平成26年度生涯現役社会実現環境整備事業
- (2) 実施主体 東京労働局職業安定部職業対策課
- (3) 事業概要 人口の減少と高齢化の進展により労働力人口が大幅に減少することが懸念される中、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会（以下「生涯現役社会」という。）の形成が重要であることから、民間団体等に委託し、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう、職務経歴や企業年金等の社会保障制度等を踏まえた高齢期における職業生活設計を高年齢者自ら行い、当該設計を踏まえた働き方を検討・実施することができるようセミナー等を実施する。
 - 事業骨子
高年齢者等に対して、生涯現役社会の実現に向けた高齢期における職業生活設計に係るセミナーを開催するほか、職業生活設計に向けた相談・援助等を行う。
 - 実施期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日
- (4) 仕様 平成26年度生涯現役社会実現環境整備事業企画競争仕様書による。

2 参加資格に関する事項

- (1) 民間団体等であって、都内の各地域において当該事業を実施する体制を有すること（企画書提出時において、都内で労働者や求職者に対する相談・援助等を実施していること。）。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 過去 1 年間に於いて、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 厚生労働省又は都道府県労働局から業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 本事業を適正に実施するための経営基盤及び組織体制を有すること。
- (7) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時に於いて、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等に於いて、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合に於ては障害者雇用率の達成に向けて、障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 企画書提出時に於いて、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3 契約候補者の選定方法

「平成 26 年度生涯現役社会実現環境整備事業企画書募集要領」「平成 26 年度生涯現役社会実現環境整備事業企画競争仕様書」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として 1 者を選定する。

4 募集要領及び仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成 26 年 2 月 18 日(火)～3 月 3 日(月) 10:00～12:00、13:00～17:00

(2) 場所 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 12 階

東京労働局職業安定部職業対策課 担当：佐々木、小野田、栗原

TEL：03-3512-1663 FAX：03-3512-1565

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、企画競争に係る説明会を実施する。

- (1) 日時 平成 26 年 3 月 4 日 (火) 14:00
- (2) 場所 東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1 九段第三合同庁舎 14 階 第 2 会議室
- (3) 説明会への参加を希望する場合は、平成 26 年 3 月 3 日 (月) 17:00 までに、4 (2) の連絡先まで電話にて連絡すること。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X (A 4、様式自由) にて受け付ける。

- (1) 受付先 4 (2) に同じ
- (2) 受付期間 平成 26 年 3 月 10 日 (月) 17:00 まで
- (3) 回答 募集要領を配布した者全員に対して F A X にて回答する。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成 26 年 3 月 14 日 (金) 12:00
- (2) 提出先 4 (2) に同じ
- (3) 提出方法 直接提出 (持参) とする。

8 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 会計法第 29 条の 9 の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 を支払うこととする。但し、企画書提出時に資格審査結果通知書 (全省庁統一) の写しを提出した場合に限り免除できるものとする。
- (3) 契約の締結 平成 26 年 4 月 1 日までに平成 26 年度予算 (案) が成立しない場合には、契約内容について別途協議する。
- (4) その他 詳細は、「平成 26 年度生涯現役社会実現環境整備事業企画書募集要領」、「平成 26 年度生涯現役社会実現環境整備事業企画競争仕様書」による。